



熊本県公報

号外 第 3 4 号
平成 28 年 3 月 31 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	(//) 1
○熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令	(//) 1
○熊本県病虫害防除所処務規程の一部を改正する訓令	(//) 2
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	(//) 2
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(//) 2
○くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令	(//) 3
○熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令	(//) 3
○熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令	(団体支援課) 3
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課) 4

訓 令

熊本県訓令第 1 9 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和 2 9 年熊本県訓令第 3 3 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 2 7 号を同項第 2 8 号とし、同項第 2 号から第 2 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 食品に関する表示に関すること（健康の保護に係るものに限る。）。

第 3 条第 5 項第 2 1 号を同項第 2 2 号とし、同項第 1 4 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 食品に関する表示に関すること（健康の増進に係るものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 0 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 出納局長専決事項の欄第 6 号中「、異議申立て」を削る。

別表第 2 会計課の部 1 の項出納局長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

2 監査委員への審査依頼に関すること。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 1 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県八代児童相談所処務規程（昭和45年熊本県訓令第4号の4）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第1項中「及び参事」を「、参事及び所付」に改め、同条に次の1項を加える。

3 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。
第4条中「次の事項」の次に「（以下「所長専決事項」という。）」を加え、同条第1
3号中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に、「第57条の4第2項」を
「第57条の4第3項」に改める。

第5条中「所長に事故がある」を「所長専決事項について、所長が不在の」に、「指定
する」を「指定した」に、「、その事務を代決する」を「代決することができる」に改め
る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県病虫害防除所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病虫害防除所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県病虫害防除所処務規程（昭和47年熊本県訓令第93号）の一部を次のように改
正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように
改正する。

第2条の表に次のように加える。

天草検査室	天草市
-------	-----

第5条第2項第1号及び第2号中「人吉市」の次に「、天草市、上天草市」を加え、「
及び球磨郡」を「、球磨郡及び天草郡」に改め、同条に次の1項を加える。

6 天草検査室の分掌事務は、天草市、上天草市及び天草郡に所在すると畜場及び食鳥処
理場に関することとする。

第6条第2項中「及び人吉検査室」を「、人吉検査室及び天草検査室」に改める。

第7条第2項中「人吉検査室長」の次に「、天草検査室にあっては天草検査室長」を加
える。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改
正する。

第5条第3項第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第6条第25号中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に、「第57条の
4第2項」を「第57条の4第3項」に改める。

附 則
この訓令は、平成28年3月31日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令
くまもと県民交流館処務規程（平成14年熊本県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の事項」の次に「（以下「館長専決事項」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 館長は、館長専決事項のうち次の事項について、副館長に専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務（副館長の服務を除く。）に関する事
- (2) 職員の旅行命令（副館長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関する事
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関する事
- (4) 前項第12号から第16号までに掲げる事項
- (5) その他軽易な事項に関する事

第6条第1項を次のように改める。

館長専決事項（前条第2項の規定により副館長が専決することとされた事項（第3項において「副館長専決事項」という。）を除く。次項において同じ。）について、館長が不在のときは、副館長（副館長を置かない場合にあつては、館長があらかじめ指定した職員）が代決することができる。

第6条第2項中「場合」の次に「（副館長を置かない場合を除く。）」を加え、「不在であるとき」を「不在のとき」に、「その事務」を「館長専決事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 副館長専決事項について、副館長が不在のときは、副館長があらかじめ指定した職員が代決することができる。

附 則
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第26号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県博物館ネットワークセンター処務規程（平成27年熊本県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関する事（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第27号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令
熊本県農林水産業協同組合等検査規程（平成19年熊本県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改め、同条第4号中「第11条の9第1項第4号」を「第11条の19第1項第4号」に改め、同条第5号中「第110条第3項」を「第110条第2項」に、「子会社」を「子会社等」に改める。

第 7 条 第 2 項 中 「組 合 の」 を 「組 合 等 の」 に 改 め る。
別 記 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

別 記 様 式 (第 9 条 関 係)

表

熊 本 県 農 林 水 産 業 協 同 組 合 等 検 査 員 証		第 号
氏 名		写 真
発 行 年 月 日	年 月 日	
上 記 の 者 は、農 業 協 同 組 合 法 第 94 条、森 林 組 合 法 第 111 条 及 び 水 産 業 協 同 組 合 法 第 123 条 の 規 定 に 基 づ く 検 査 に 従 事 す る 検 査 員 で あ る こ と を 証 明 す る。		
熊 本 県 知 事		印

裏

農 業 協 同 組 合 法 (昭 和 22 年 法 律 第 132 号) (抄)

第 94 条 1 及 び 2 [略]

3 行 政 庁 は、第 10 条 第 1 項 第 3 号 又 は 第 10 号 の 事 業 を 行 う 組 合 の 事 業 の 健 全 な 運 営 を 確 保 す る た め に 必 要 と 認 め る と き は、い つ で も、当 該 組 合 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る こ と が で き る。

4 行 政 庁 は、第 10 条 第 1 項 第 3 号 若 し く は 第 10 号 の 事 業 を 行 う 組 合 又 は 都 道 府 県 の 区 域 若 し く は こ れ を 超 え る 区 域 を 地 区 と す る 組 合 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 に つ き、毎 年 1 回 を 常 例 と し て 検 査 を し な け れ ば な ら ない。

5 行 政 庁 は、前 各 項 の 規 定 に よ り 組 合 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る 場 合 に お い て 特 に 必 要 と 認 め る と き は、そ の 必 要 の 限 度 に お い て、当 該 組 合 の 子 会 社 等、信 用 事 業 受 託 者 又 は 共 済 代 理 店 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る こ と が で き る。

6~8 [略]

森 林 組 合 法 (昭 和 53 年 法 律 第 36 号) (抄)

(業 務 又 は 会 計 状 況 の 検 査)

第 111 条 1 及 び 2 [略]

3 行 政 庁 は、共 済 事 業 を 行 う 森 林 組 合 又 は 第 101 条 第 1 項 第 13 号 に 掲 げ る 事 業 を 行 う 連 合 会 の 事 業 の 健 全 な 運 営 を 確 保 す る た め に 必 要 と 認 め る と き は、何 時 で も、当 該 森 林 組 合 又 は 連 合 会 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る こ と が で き る。

4 行 政 庁 は、出 資 組 合 又 は 出 資 連 合 会 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 に つ き、毎 年 1 回 を 常 例 と し て 検 査 を し な け れ ば な ら ない。

5 行 政 庁 は、前 各 項 の 規 定 に よ り 組 合 (生 産 森 林 組 合 を 除 く。)の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る 場 合 に お い て 特 に 必 要 と 認 め る と き は、そ の 必 要 の 限 度 に お い て、そ の 組 合 の 子 会 社 等 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る こ と が で き る。

6 [略]

水 産 業 協 同 組 合 法 (昭 和 23 年 法 律 第 242 号) (抄)

(業 務 又 は 会 計 状 況 の 検 査)

第 123 条 1 及 び 2 [略]

3 行 政 庁 は、第 11 条 第 1 項 第 4 号 若 し く は 第 11 号、第 87 条 第 1 項 第 4 号、第 93 条 第 1 項 第 2 号 若 し く は 第 6 号 の 2、第 97 条 第 1 項 第 2 号 又 は 第 100 条 の 2 第 1 項 第 1 号 の 事 業 を 行 う 組 合 の 事 業 の 健 全 な 運 営 を 確 保 す る た め に 必 要 と 認 め る と き は、い つ で も、当 該 組 合 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る こ と が で き る。

4 行 政 庁 は、出 資 組 合 (漁 業 生 産 組 合 を 除 く。)の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 に つ き、毎 年 1 回 を 常 例 と し て、帳 簿 検 査 そ の 他 の 検 査 を し な け れ ば な ら ない。

5 行 政 庁 は、前 各 項 の 規 定 に よ り 組 合 (漁 業 生 産 組 合 を 除 く。)の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る 場 合 に お い て 特 に 必 要 と 認 め る と き は、そ の 必 要 の 限 度 に お い て、当 該 組 合 の 子 法 人 等、信 用 事 業 受 託 者 又 は 共 済 代 理 店 の 業 務 又 は 会 計 の 状 況 を 検 査 す る こ と が で き る。

6 [略]

(本 証 明 書 に 関 す る 取 扱 注 意 事 項)

- 1 検 査 時 に は 必 ず 携 行 し な け れ ば な ら ない。
- 2 他 人 に 貸 与 又 は 譲 渡 し て は な ら ない。
- 3 職 を 離 れ る と き は、直 ち に 発 行 者 に 返 納 し な け れ ば な ら ない。
- 4 紛 失 し た と き は、直 ち に 発 行 者 に 届 け 出 な け れ ば な ら ない。

附 則
こ の 訓 令 は、平 成 2 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

各 教 人 監 警 勞 議	地 事 查 働	方 育 委 委 察 委 會	出 庁 員 員 會 會 事	先 各 事 事 本 事 務	機 務 務 務	関 課 局 局 部 局 局
---------------------------------	------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------	---------------------------------

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令
熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和 60 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 11 号様式を次のように改める。

別記第11号様式

(住所)

(氏名) 様

差出人

(納入通知書)
納付番号

(住所)

調定内訳番号

(担当所属)
電話番号

— —

督促状

住 所			
フリガナ			
氏 名			
年 度		会 計	
未 納 金 額			円
納 付 番 号			
納 期 限			
内 容			
督促指定納期限			
担 当 所 属			

上記未納金額を至急納入してください。

年 月 日

熊本県歳入徴収者



(注 意)

(裏 面)

1 納入方法

未納金額を納入される場合は、必ずさきに送付してあります納入通知書により納入場所に納入してください。

もし、納入通知書を紛失し又は汚損した場合は、上記に記載の担当所属に御相談ください。

2 未納の場合の措置

督促指定納期限までに完納されない場合は、強制執行の手続を行うことがあります。

3 その他

この督促状は、年 月 日現在のものです。本状がお手元に届く前に既に納入されている場合は、行き違いになったものと思われるので、御了承ください。

この督促は、審査請求の対象となる処分に、
該当します。(以下の(教示)をお読みください。)
該当しません。

(教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書は知事宛てにして、担当所属を経由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 教示については、本督促が地方自治法第231条の3第1項による場合には該当に、同法施行令第171条による場合には非該当にチェックを入れて、発送すること。

附 則
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。